

## 安芸西部山間地域の「御神楽」

三 村 泰 臣\*

(平成12年9月27日受理)

### Basic Structure of Religious Dances in the Western Part of Hiroshima Prefecture

Yasuomi MIMURA

(Received Sep. 27, 2000)

#### Abstract

The religious dances (*kagura*) in the western part of Hiroshima prefecture are well known. It has been believed that all of them came from the outside of Hiroshima prefecture after the Meiji era and there were no *kagura* in Hiroshima prefecture in Edo era.

In this article, first, the author has reported about the *kagura* in the western part of Hiroshima prefecture, then has reported about the *kagura* in Edo era in the upper reaches of the Oota River. He also has reported the *kagura* in Edo era in the western part of Hiroshima prefecture.

He explained that the *kagura* in Edo era in the western part of Hiroshima prefecture was composed of three different events as well as the *kagura* in the eastern part of Yamaguchi prefecture. He concluded that the main event of the *kagura* in Edo era in the western part of Hiroshima prefecture was the event that had to do with snakes.

**Key Words:** Geihoku-kagura, Kyuumai, Nensai, Okagura, Snake.

#### はじめに

広島県は神楽の盛んな所である。特に県西部(旧安芸国)は全国有数の神楽処として知られ、150を超える神楽団が存在する<sup>(1)</sup>。安芸北部には「芸北神楽」、安芸南部には「安芸十二神祇」と称される神楽がある。これらの神楽は、藩政期末に石見神楽が浸透したものであり、それ以前には安芸に神楽は存在していなかったと信じられてきた<sup>(2)</sup>。

芸北神楽研究の開拓者であった故新藤久人は、現在の芸北神楽は文化・文政期頃に石見神楽の影響で始まったことを実証し、その上で、広島県内にはそれ以前から神楽に似たものが伝えられ、各神社で奉納されていたのではないかと指摘した<sup>(3)</sup>。

その後、比婆郡内で中世末～近世前・中期の神楽資料が発見されるようになり、備後北部における江戸期以前の神楽の姿がクローズアップできるようになった。備後南部の

神楽についても次第に明らかにされている<sup>(4)</sup>。しかし、安芸の神楽については依然として旧来の学説から抜け出せない状況にある。

本稿は、安芸の神楽のうち、安芸西部山間地域の藩政期における神楽の様態を提示し、その基本構造を明らかにするものである。具体的には芸北南部(現山県郡加計町・筒賀村・戸河内町)と芸南北部(現佐伯郡佐伯町・湯来町・廿日市市)を研究の視野に置いている。最初に、新藤らの研究に従って安芸の諸神楽について整理しておく。

#### (1) 芸北神楽と安芸十二神祇

##### 安芸の神楽

旧安芸国は太田川全流域と江の川上流域に開けた地域である。太田川・江の川の上流域は芸北地方、太田川中流域から沿岸部にかけての地域が芸南地方である。芸北地方は現在の町村名でいうと、東部の高田郡高宮町・美土里町、

\* 広島工業大学環境学部環境デザイン学科

山県郡千代田町・大朝町・豊平町、西部の加計町・戸河内町・筒賀村、佐伯郡吉和村である。芸南地方は佐伯郡佐伯町・湯来町、沿岸部の大野町、宮島町、廿日市市、広島市である。

安芸の神楽は現在のところ芸北地方の「芸北神楽」と芸南地方の「安芸十二神祇」に区分できる。芸北神楽は東部の高田神楽、西部の山県神楽、終戦直後に生まれた新作高田舞の3つあり、前2者を「旧舞」、後者を「新舞」と呼んだりもする<sup>5)</sup>。現在、この3種の芸北神楽は安芸各地で混在して伝承している。

### 高田神楽

高田郡高宮町・美土里町に分布する神楽を総称して「高田神楽」という。舞の調子が速いため「八調子」ともいわれる。鳥根県邑智郡阿須那地方から導入されたため「阿須那系」または「阿須那手」ともいわれている<sup>6)</sup>。

石見国邑智郡阿須那上田村(現邑智郡羽須美村小字上田)の神主・三上氏はこの地方の神社総神主で、代々三上紀伊守を名乗り阿須那地方の神楽を采配した。紀伊守の二男・宮内俱仲は、宝永4年(1707)に創建された高田郡生田村の川角山八幡神社の初代社人として赴任するなど、高田郡北部と宗教上の関係が深かった<sup>7)</sup>。文政2年(1819)の高田郡北村の『書出帳』には、邑智郡上田村・三上志摩が西雄山正八幡社の祭礼を執行したと記しており、阿須那地方とは神楽の上での関わりも深かった。

最初に神楽が導入されたのは高田郡川根村(現高宮町川根)と伝えられている。川根の梶矢神楽団の口碑によると「今から百二、三十年前(文化・文政頃)、梶矢の住民、河内甚右衛門、吉田屋亀太郎、仲屋清次郎、岸の熊太郎、前仁井屋登八、上木段直八、栃木屋広衛門、川手屋兼一、田島屋光太郎、清水小三郎らが、邑智郡阿須那村の神職・斎藤氏より伝授を受けた<sup>8)</sup>とされている。高宮町山根の山根神楽団には「山根の坂口格太ら五名の者が阿須那村の神職・斎藤氏より伝授を受けた<sup>9)</sup>とする口碑がある。斎藤氏は三上紀伊守の分家にあたる。高宮町船佐の羽佐竹神楽団では「幕末のころ、石見の国・阿須那の神官より神楽の伝授を受けて帰り、文久・元治・慶応にかけて、当時の神楽愛好家であった道面千代吉・国元善三郎・井田松太郎・松川要エ門・川上亀太郎・貞近小一郎・小路善三郎・国広良作らと共に羽佐竹神楽の基礎を固めた<sup>10)</sup>」と言いつた。以上から、文化・文政期頃、高宮町川根や山根・羽佐竹に阿須那から神楽が伝えられたことは確実である。

### 山県神楽

山県郡北部地域(現大朝町・芸北町)、東部地域(千代田町・豊平町)、南部地域(加計町・戸河内町・筒賀村)に分布する神楽を総称して「山県神楽」という。八調子の

高田神楽と比較して、平均的に緩やかであるため「六調子<sup>11)</sup>」といわれ、鳥根県邑智郡矢上(現邑智郡石見町矢上)の神楽を導入したため「矢上舞」ともいわれる<sup>12)</sup>。

山県郡北部の山県郡筏津村(現山県郡大朝町筏津)の天保13年(1842)『大朝枝宮社記』には「筏津村宮瀬権現御殿葺替、神楽、村内若衆舞けり」とあり、この頃大朝で神楽が行われていた。この神楽は『御神楽舞言立』によると、潮祓・磐戸・八衡・刹目・鐘馗・御座・皇后・貴布禰・恵美須・八岐・天神・風宮・佐陀・関山・弓八幡・五竜王の16曲であった。これは文化7年(1810)に石見川本弓ヶ峰八幡宮神主・三浦重賢が記したものと同一で、森脇周防



写真1 芸北神楽：「土蜘蛛」(高田郡高宮町原田神楽団)

守が筏津村に導入したものである<sup>13)</sup>。また、山県郡芸北町美和・移原神楽団蔵の『御神楽舞言立全』(庄屋・山本家に書写保存されているもので、末尾に「天保五申午鶴初冬上旬写之、山本氏蔵本、山県郡移原村松六代目、山本小一郎源義晴」との奥書がある)に記してある曲目も三浦重賢が記したものと同一である。芸北北部では天保年間に六調子の石見神楽を導入していたようである。

山県郡東部の山県郡千代田町壬生の神職・井上家(山県郡内の総注連頭)には、文化年間に邑智郡矢上の神職・湯浅氏を招き神楽の伝授を受けた記録が残っている。湯浅氏からの書信も保存されており、矢上舞を導入したことが窺える<sup>14)</sup>。湯浅氏より伝授された神楽は、まず井上氏が管轄する壬生・八重・本地・南方地方の約13、4社内に広められ、以後、井上氏が直接的あるいは間接的に関与する山県郡内に普及していった。

山県郡南部の山県郡筒賀村本郷の梶原神楽は、所伝によると明治初年頃、戸河内町松原の矢上舞を習得し持ち帰ったとされる<sup>15)</sup>。梶原神楽は明治初年から30年代にかけて演目を変更・増加しており、藩政期末から明治初期にかけて、いずこからか矢上舞を継承したものと考えられる。山県郡加計町の穴袋神楽(明治29年発足)は栗栖坂次郎なる者が橋山村(現芸北町橋山)空城に鍛冶習得に行き、その際橋山神楽を教わって帰り開始したといわれている。同じ加計町の高下神楽(明治22年発足)、掘神楽(寛政8年発足とする)、川北神楽(明治26年発足)も橋山神楽を継承した

とされる<sup>16</sup>。山県郡戸河内町の小板神楽も橋山から教わったと言いつづけている<sup>17</sup>。橋山神楽の団長を勤めていた斎藤安俊氏によると、山県郡内の26団体に神楽を教え、15団体に部分的に関与したという<sup>18</sup>。橋山神楽は明治以前に邑智郡矢上へ行って習得してきたと伝えられている。橋山神楽は芸北南部に矢上舞を伝授する重要な窓口の役割を演じていたようである。

これらのことから、山県神楽は藩政期末から明治期にかけて、石見国邑智郡の矢上舞を直接的、あるいは間接的に導入したと断定できる。東部は壬生の井上家を介して、西部は橋山神楽を介して広まった。

### 新作高田舞

太平洋戦争終了後の昭和22、3年頃、高田郡美土里町で誕生したのが「新作高田舞」である。終戦後神楽に対する進駐軍の規制が厳しく、神楽を執行する際は許可申請を提出しなければならなかった。美土里町の佐々木順三は、その規制に触れないように、従来の記紀神話に結びつく演目を訂正し、演劇的な要素を付加して新しい神楽を創作した。新作高田舞は演出が巧みで演劇的な要素が強く、スピード感があり、衣裳も豪華でショー的要素が強く、発足するや否や高田郡高宮町・美土里町で好評を得、見るみるうちに芸北一帯に広まっていった<sup>19</sup>。

新作高田舞の誕生により、新作高田舞は「新舞」、山県神楽は「旧舞」と呼ばれるようになった。

### 安芸十二神祇

芸南地方の「安芸十二神祇」は、佐伯郡湯来町・佐伯町、南の廿日市市・広島市に分布する。十二神祇は十二の曲目で構成される神楽で、内容・技法等、芸北神楽と明白に異なる神楽である。湯立などの神事舞で始り、神話・伝説・娯楽等を中心にした能舞、王子神楽から派生した五行の神楽、それに荒平舞と將軍舞の祝福と託宣の舞の4部から構成されている。安芸十二神祇の典型とされる広島市安佐南区沼田町阿戸の阿刀神楽が伝承している曲目は、湯立舞・煤掃き・神降し・しめ口・恵比寿・荒神・五刀・鬼退治・



写真2 安芸十二神祇：「荒平舞」（広島市安佐南区沼田町阿刀神楽団）

天の岩戸・所務分け・荒平・將軍の12曲である。中でも荒平舞や將軍舞は古風を残しており、最近特別な関心が寄せられるようになった<sup>20</sup>。

現在の安芸の神楽は上述の通りであるが、藩政期の安芸の神楽はどのような様態だったのだろうか。安芸に神楽は存在しなかったのだろうか。あるいは、もし存在したならどのような神楽であったのだろうか。山県郡南部（加計町・筒賀村・戸河内町）の事例から考察してみよう。

## （2）芸北南部の「旧舞」

### 加計・長尾社の神楽

旧山県郡加計村の長尾社には安芸西部の先駆となる神楽が行なわれていた。隅屋記録『万覚書（巻番）』と室屋文書『盛吉覚書』には、正徳5年（1715）4月に加計村の神主・佐々木筑後守盛吉が京都五条松原天子之宮の寺本主計の招きに応じ、同村の農民5名と共に上京し、5月6日から22日間、加計伝来の岩戸神楽を演じたという記録が残る<sup>21</sup>。正徳年間に加計村において既に神楽が実施されていて、その中の一つに4～5人で演じる岩戸神楽が存在していたことが分かる。

加計家の歴史を記録した『加計万乗』（佐々木正躬が明治10年に編纂したもの）には「宝暦四甲戌年九月佐々木八右衛門宗封が鉄山繁榮之祈禱として、毎年九月十五日二長尾社へ湯立神楽奉献ス依之テ舞太刀四振寄附」とある。また同十一年（1761）には「二月長尾社へ毎歳九月十五日奉納湯立神楽の所用太鼓一鈴三釜二五徳二幣台一を寄進す」とあり、その釜と五徳が長尾社に現存している。釜の内側には「右者、佐々木八右衛門宗封、為鉄山職繁榮、奉寄附遣也、佐々木氏鉄山所、惣家来、宝暦十一辛巳二月吉日、奉寄進、長尾大明神、御湯立之具、大鞍一、鈴三振、釜二、五徳二、幣台一」との銘が見られる。宝暦年間に長尾社で湯立神楽が行われていたことが知れる<sup>22</sup>。湯立神楽は湯釜の湯をたぎらせ、その前で神事を執り行い、引き続いて釜の周りで剣と幣を採って清めの神楽を舞う形式である。

長尾社ではこの湯立神楽を含む諸神楽が、大正14年の神楽解散時まで奉納されてきた。古老の話では、明治の終わり頃まで四方祓・折居・荒神・白湯・三韓・巖島・建・岩戸・五郎王子・八花・荒平・將軍などを舞っていたが、解

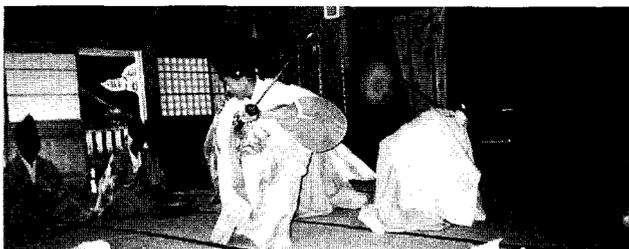


写真3 加計・尾長社の「湯立神楽」

散時には、四方祓・宇佐八幡・八また(猿田彦命)・鐘  
 馱・天の岩戸・三韓征伐・日本武尊・膳舞(おしき舞)・  
 塵倫・八岐の大蛇などの石見神楽を舞っていたという<sup>(23)</sup>。  
 このように、加計・長尾社では正徳年間から宝暦年間に岩  
 戸神楽や湯立神楽を含む芸芸の先駆的な神楽が行なわれて  
 きた。藩政期における長尾社の神楽は石見神楽とは全く異  
 なる神楽であった。

長尾社の神楽は加計村周辺の村々でも行なわれていたよ  
 うである。下殿賀村(現加計町下殿河内)の堀八幡社には  
 「寛政八年(1796)辰八月吉日 奉寄進 皇子 あらひら  
 面箱」と記した神楽面箱と、皇子面、杵築面、荒平面や草  
 木染め神楽衣裳類、鉄製輪鈴が現存しており、寛政年間に  
 皇子・杵築・荒平などの神楽があったことが窺える。口碑  
 では盆舞・鞆なども舞っていたとあり、下殿賀村でも加  
 計・長尾社と同じような神楽を寛政年間には既に演じてい  
 たと考えてよい<sup>(24)</sup>。藩政期の山県郡南部には石見神楽とは  
 異なる神楽があったことは確実である。

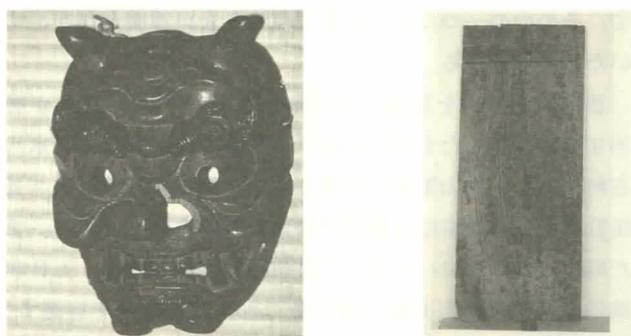


写真4 堀八幡社の寛政年間の「荒平面」と「面箱」

#### 筒賀・大歳社の神楽関係資料

山県郡筒賀村大歳社の梶原神楽団は、幕末から明治初年  
 頃戸河内町松原方面より矢上神楽を習得したといわれる。  
 他の所伝では、明治20年頃、筒賀神社第36代社主・梶原敬  
 一と氏子の砂子勝助が邑智郡矢上へ赴き習得してきたとも  
 いわれている。いずれにしても、梶原神楽団は幕末から明  
 治期に、矢上系の石見神楽を取り入れて現在に至っている。

ところで、筒賀・大歳社所蔵の幾つかの神楽関係資料は、  
 藩政期末から明治期にかけて受け入れた矢上系の石見神楽  
 の内容を知ることができるだけでなく、それ以前に行なわ  
 れていた神楽の内容を知る上の格好の資料である。資料類  
 は『神楽脚本』『正行本』『梶原文書』の三つで、大歳社社  
 主・梶原典公氏が所蔵しておられる。

『神楽脚本』は本郷神楽団(梶原神楽団は終戦後一時期  
 本郷神楽団と称していた)総代・藤本房次郎が進駐軍に提  
 出した「神楽脚本許可申請」(昭和21年10月4日付)で、  
 大歳社の神楽曲目とその詞章が全文記録してある。矢上系  
 の石見神楽を移入して形成された芸北神楽の一端を知る手

がかりとなる。

『正行本』は藩政期末から明治期にかけて使用されてい  
 た神楽詞帳である。芸北南部では古くから神楽の詞章を、  
 正行、その詞帳を正行本と<sup>しょうぎょう</sup>いっている。『正行本』は上質  
 の日本紙(諸口)半枚を二つに折り、懐中に入れるに便利  
 なように綴じてある。全部で八冊保存されているが、内容  
 的に次の四つが重要である。①『旧舞正行』(全46頁)、明  
 治22年9月書留め。將軍・恵比須・孝歌・荒神・荒平が記  
 載してある。②『新舞正行』(全20枚40頁)、明治36年写之  
 とある甲第壹号三冊の内の一つ。新舞諸正行全と題して八  
 幡・人倫・平坂・天神・矢旗・正気・頼政・八神・磐戸・  
 日本武・神武・黒塚の記載がある。著者は紀高義。『旧舞  
 正行』に記した5種目の旧舞に対して、新舞のみを分類し  
 て著者が特に12種目の詞を書き綴っている。③『諸正行大  
 全』(全68枚、136頁)、年代不詳。歌・將軍・王子・尼ノ  
 ジャク・荒平積・荒平鬼・折居・恵比須・注連口・神明ノ  
 天照大神・手草・ハツ花・昼神楽を記載している<sup>(25)</sup>。④  
 『旧舞諸行全』、明治36年写之。甲第貳号一冊。著者は紀高  
 義。表紙に旧舞諸行全とあり將軍・荒平積・同鬼・恵比  
 壽・荒神・注連口・御戸切(手力男命)・折歌を記載して  
 いる。

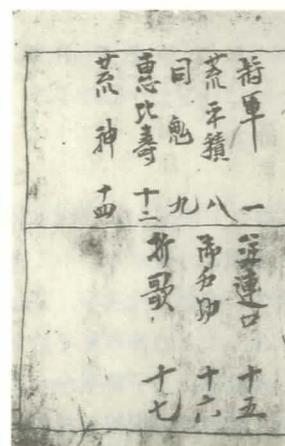


写真5 『正行本』(筒賀・大歳社蔵)の一つ「旧舞諸行全」の目次部分

『梶原文書』は大歳社の神社関係文書で、①寛延3年  
 (1750)『井仁大歳社論争につき書付』、②宝暦元年(1751)  
 『上筒賀村大歳社諸事覚書』、③寛延4年(1751)『大歳神  
 楽道具入用につき亭勸進覚帳』、④明和9年(1772)『大歳  
 社焼失につき造立覚書』、⑤安永5年(1776)『神事舞の儀  
 につき内済証文』、⑥文化7年(1810)『大歳社・四之宮神  
 楽演目并に配役』(「一之宮大歳大明神御神楽為天下泰平五  
 穀成就万民豊楽也」と「四之宮大歳大明神御神楽為天下太  
 平五穀成就万民豊楽也」の二つから成る)、⑦天保11年  
 (1840)『大歳社神楽舞入門誓約証文』、⑧天保15年(1844)  
 『大歳社神楽舞心得并に誓約』など49が残っている<sup>(26)</sup>。

## 筒賀・大歳社の旧舞

『神楽脚本』によると、大歳社に取り入れられた矢上系の石見神楽は、第二次大戦が終了する頃は次の20曲に固定化していた。神向ヒ・四方祓・太鼓ノ口明・尊神・八幡・天神・興神・黒塚・人倫・大国・鐘馗・神武・天蓋下・頼政・大江山・大蛇・將軍・カッコ・岩戸・雑歌蒐集。これら石見神楽から成る曲目の中に、唯一石見神楽にはない「將軍」の曲があることが注目される。大歳社では第二次大戦後においても旧来の神楽を完全に捨てることができなかつたようである。

明治初期には、石見神楽と將軍のような旧来の神楽が一層混在して行なわれていたようで、それを整理するため、紀高義は『正行本』を書き残したと考えられる。その際、著者は將軍のような旧来の神楽を「旧舞」、石見神楽のような大歳社以外の神楽を「新舞」と表記して厳密に区別した。今日の新舞・旧舞の定義と異なることはいうまでもない。

「新舞」とは『新舞正行』によれば、八幡・人倫・平坂・天神・矢旗・正氣・頼政・八神・磐戸・日本武・神武・黒塚などである。『神楽脚本』の曲目から將軍を除いたのも新舞に入る。「旧舞」は『旧舞正行』『諸正行大全』『旧舞諸行全』に記載されている曲目で、これらいずれにも共通しているものをあげれば將軍・恵比須・荒平の三つが重要である。したがって旧舞は、この三つを核にしたものであり、他に荒神・王子・折居・注連口・天照大神・手草・ハツ花などから成っていた<sup>27)</sup>。筒賀・大歳社には、加計・長尾社の岩戸神楽や湯立神楽と同じような安芸西部の先駆的神楽「旧舞」が既に藩政期には存在していたと考えられる。

では、大歳社の旧舞はいつ頃から行なわれていたのだろうか。それを解明するための資料として、宝暦元年(1751)『上筒賀村大歳社諸事覚書』と寛延4年(1751)『大歳神楽道具入用につき芋勧進覚帳』がある。前者は宝暦元年までの諸事を書き綴った覚書、後者は芋勧進の覚書である。芋勧進は氏子から芋(あさ・こそぎ)の寄付を呼びかけるもので、集落単位で芋を集めて金に替え神社の諸道具購入の費用を捻出していた。大歳社社主・河本喜三右衛門は寛延4年(1751)から明和2年(1765)まで、神楽諸道具入手のために芋勧進を行った。

上記二資料には、寛延4年(宝暦元年)から明和2年までに、大歳社で神楽諸道具(衣裳・採物・装束箱)一式を整えたことが記録されている。最初の芋勧進の資金で、先ず木綿を買い求め、それを錦染め・花色茶紋染め・すりきん染め・うこん染めにして神楽衣裳を作っている。太刀四振も購入している。恐らく湯立神楽用に購入したものであろう。翌年の芋勧進では、再度木綿を購入し染め上げている。翌年と翌々年の芋勧進では「とうろ持装束・兜鈴・太

鼓」を購入している。次と次の年の芋勧進では、銀杏板の「装束箱」と「具建箱」を壱ツづつ作っている。大工は戸河内の左平であった。次と次の年の芋勧進では木綿を購入し、それを半右衛門に錦染めにしてもらっている。「御戸切装束」(壱ツ)「荒平装束」も整えている。「弓」(壱挺)を米屋武左衛門に依頼して広島で購入している。「天冠」(壱頭)は藤木忠次郎に頼んで伊勢で購入している。「太刀」を低いだり、その錆落しも頼んでいる。「金輪」も購入している。「鼓」の修理も行なっている。

注目される点は、太刀四振、御戸切装束壱ツ、荒平装束一式、弓一挺を購入していることである。太刀四振は湯立舞か荒神・ハツ花などの舞用、御戸切装束と天冠は岩戸舞用、荒平装束は荒平舞用に使われるものであった。したがって、この頃、湯立舞や岩戸・荒平・荒神・ハツ花などが行なわれていたことは明白である。弓一挺も購入しており、將軍舞も行なわれていた。筒賀・大歳社では、寛延・宝暦・明和年間に旧舞が行なわれていたことは間違いない。

『大歳神楽道具入用につき芋勧進覚帳』には、諸道具の購入はしているが、面類の購入がなされていない。大歳社では既に面類は保持していたと考えられる。したがって、旧舞がこの時期に新規に始まったとは考えにくい。大歳社の旧舞は、寛延・宝暦・明和年間に行なわれていたことは確実だが、それ以前から行なわれていたであろう。『梶原文書』によると、上筒賀村の旧舞は「御神楽」「一夜神楽」「小神楽」と称される形式で行なわれていたようである。

御神楽は文化7年に一之宮大歳大明神(本郷)や四之宮大歳大明神(坂原)で行なわれているが、20数曲からなる旧舞を奉納するものであった。戸河内と筒賀の2名の神主とその倅・数馬、農民の舞子らによって行なわれた。朗詠・供養・神送のような神事舞いは神主が、注連口・杵築・將軍のような重要な曲目は数馬が担当した。山之神や山神を行ない、最後に神送をしているから、式年に行なわれた可能性が高い。『大歳社・四之宮神楽演目并に配役』からはそれ以上の内容はつかめない。

一夜神楽は例祭前夜に奉納する神楽、小神楽は湯立行事のようなものであったが、最も重要視されたのは御神楽であったことはいうまでもない。

## 芸北南部の旧舞

旧舞は加計村や上筒賀村の周辺地域でも行なわれていたのだろうか。加計村・長尾社では正徳5年(1715)に岩戸神楽が、宝暦年間に湯立神楽が行なわれていたことは先に述べた。『大歳社焼失につき造立覚書』には、安永4年(1775)9月24日に大歳社社主・川本主膳の所へ「坂原神楽ほしや三四人、長百姓兩人、人足共七八人参る由」とあり、上筒賀村坂原でも旧舞が行なわれていたことが知れる。

安永5年(1776)の『神事舞の儀につき内済証文』では「舞人不足之時ハ戸河内村舞人雇候事」とあり、舞人が不足する場合は隣の戸河内村より頼むように約束している。隣の戸河内村にも既に旧舞が行なわれていた<sup>28)</sup>。

寛延3年(1750)『井仁大歳社論争につき書付』には次のようなことが記してある。上殿戸河内村の井仁大歳大明神の一夜神楽を上筒賀村・大歳社の神主に依頼したが、神主は差し支えがあってできないと答えた。そこで井仁大歳社の氏は勝手に佐伯郡下村神主・佐々木宇太夫を雇って廿七日に一夜神楽を執行した。そのため、筒賀大歳社の神主がそれは不法行為であるとして、壬生村八幡宮神主・井上甚太夫へ知らせ処置を御願している。筒賀・大歳社が行なうはずの旧舞を、下村の神主が舞うことができたのである。

以上のことから、筒賀・大歳社で行なわれていたと同様の旧舞は、上筒賀村坂原、戸河内村、加計村など山県郡南部や、佐伯郡北部の下村でも行なわれていたことが分かる。芸北南部一帯では、旧舞による御神楽や一夜神楽・小神楽が、寛延期あるいはそれ以前から行なわれていたのである。

### (3) 安芸西部山間地域の御神楽の基本構造

#### 安芸西部山間地域の「御神楽」

芸北南部の村々では御神楽と称する神楽が行なわれていた。一方、芸南地方でも御神楽と称する神楽が行なわれている。慶長元年(1596)の佐伯郡友田村(現佐伯郡佐伯町河津原)河津原総社八幡宮の御神楽は、土座の上にむしろを敷いて行なわれた<sup>29)</sup>。

佐伯郡原村(現大竹市栗谷村広原)では寛文10年(1670)に「十二支御神楽」を執行している<sup>30)</sup>。享保6年(1721)には「十二之御神楽」を執行している。この十二之御神楽は「七年回山神御繩替」とも記述してあり、7年回りの式年に実施される山神の祭りで、御繩を新しく取り替える行事であったようだ<sup>31)</sup>。御神楽は単なる神楽舞だけでなく、神楽舞に山神御繩替が付随した式年祭であった。このような形式の御神楽は旧佐伯郡内の各地で行なわれていたことが以下の記録から窺える。

佐伯郡栗栖村(現佐伯町栗栖)の『書出帳』には「又七年ニ一度年季舞ト号シ、隣村社人四五人も雇ひ、河内神ノお社神楽舞申候」とある<sup>32)</sup>。佐伯郡宮内村(現廿日市宮内)の『書出帳』には、上組氏神祭で「十二日より十五日迄潔斎ニ而神事相調、十五日藁ニ而蛇形ヲ拵神木ニ巻祭ル古例也」<sup>33)</sup>とある。

広島城下の絵師・岡岷山は上伏谷村大森(現湯来町上伏谷大森)で同様の祭があったことを、寛政9年(1797)に以下のように記録している。「此森より東にあたりて少し小高き所ニ森あり、是ハ大森の山の神を祭る、其祭ハ三年に壹度ツ、九月廿九日に祭礼あり、わらを以て大なる龍の

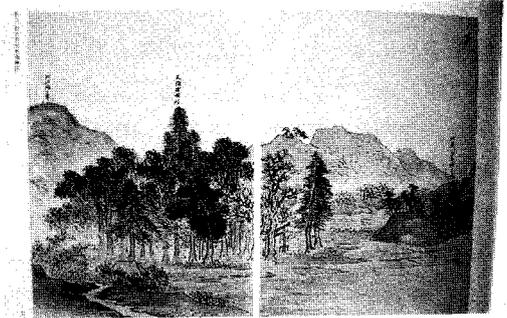


写真6-1 『都志見往来日記 同諸勝図』：図右中の小山で大森の山の神を祭る藁蛇行事が行われた

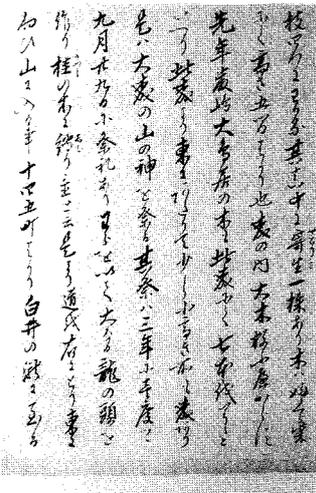


写真6-2 『都志見往来日記』：上伏谷村大森の山の神の藁蛇行事を記述した箇所

頭を作り桂の期に縛り置くと云」<sup>34)</sup>。

山県郡高野村の『書出帳』も「藁にて大へびを拵へ、祭日神木へ巻き夫へ小さき幣数多立、云々」<sup>35)</sup>とあり、御神楽は旧佐伯郡内だけでなく、安芸北部でも行なわれている。

安芸西部山間地域の御神楽は「七年回山神御繩替」「年季舞」等と称された。それは神楽行事を主体にするものであったが、同時に「藁ニ而蛇形ヲ拵神木ニ巻祭ル」(宮内村)とあるように、藁蛇を作りそれを森に納める藁蛇行事でもあった。安芸西部山間地域の御神楽は、神楽行事と藁蛇行事の二つがセットになった式年の祭儀であった。

#### 「御神楽」の基本構造

安芸西部山間地域の御神楽をより詳細に理解するための資料として、広兼図書藤原行隆が書き残した『諸控』<sup>36)</sup>がある。これは、佐伯郡津田村八幡社・新宮社両社の宮司であった広兼図書が、文政11年(1828)から明治3年(1870)までの42年間の社務を中心に書き残したものであるが、慶応3年(1867)の津田村花上黄幡大明神と、明治3年(1870)の飯山村河内神社の記録から御神楽の内容を探ってみよう。

広兼図書は配下の社の祭礼を記す時、湯立神楽と御神楽

を区別して記述している。御神楽には「七年祭御神楽執行」のように頭部に七年祭をつけて記していることから、津田村の御神楽が式年祭であったことがまず分かる。

花上黄幡大明神七年祭御神楽は「神楽師当村舞子ニ調へサセル」とあり、神主と舞子とが神楽を奉納したものと思われる。「山の神御供七十二」とあり、御神楽が山の神の祭儀であったことが窺える。「木綿壺反、内一丈六尺御棚敷布、四尺湯越布、六尺山の神の綱」とあり、この御神楽が山の神の祭で、藁蛇を神木に巻く行事であったことが知れる。また、木綿一反から四尺の湯越布を使っており、この御神楽に湯立行事が伴っていたことも分かる。花上黄幡大明神の御神楽は、7年毎の式年祭で、湯立行事・神楽行事・藁蛇行事の三つがセットになっていたようである。

飯山村河内神社の七年祭御神楽からは、もう少し御神楽の詳細を知ることができる。「飯山村河内神社七年祭御神楽九月十七日夜執行」とあり、この御神楽は夜間に行なわれた。「舞ノ方師ハ峠村峠組の者参り申候」「浅原村久米之進ヲ加情ニヤとひ」とあり、峠村峠組の舞子が中心になり、浅原村の久米之進を補助に加えて行なっている。「白米壺斗式升 十二神楽散米」あるように、この御神楽は十二神楽を奉納するものであった。十二神楽の白米を壺斗式升散米として上げているから、十二神楽は12の曲目から成る神楽であった。また「御湯立」「御神保」「山の神祭」に白米各一升をあげており、それぞれが単一の神楽舞であったことも分かる。この御神楽は、最初に御湯立を行い、続いて神降しをし、続いて十二神楽を奉納し、最後に山の神祭を行なったものと思われる。「山ノ神祭綱 木綿 壺反 湯越布ハ此壺反の内也」とあり、木綿壺反を御棚敷布と山ノ神綱に使った余りを湯越布にして湯立行事を行っている。山の神祭は木綿布6尺を山ノ神綱のために使って行い、最後に藁蛇を神木に巻き付けたのであろう<sup>35</sup>。飯山村河内神社の御神楽は、花上黄幡大明神の御神楽と同様、湯立行事・神楽行事・藁蛇行事の三つがセットで行なわれた式年の山の神祭儀であったことが分かる。

ところで、式年の山の神祭儀は周防東部山間地域では年祭といわれ、現在も実施されている。平成11年10月25日に行なわれた山口県玖珂郡本郷村本谷の年祭では、禊祓・御神楽・猿田彦・恵比須・芝鬼神・那須野ヶ原・大江山・大蛇など十二ノ神楽のうちの幾つかを奉納した後、山の神祭を行なってから、最後に藁蛇行事を行なった。藁蛇行事は「山ノ神」と称する舞と「山巻」と称する行事より成っている。以前は、神楽行事に先立って湯立行事が行なわれていたといわれ、本谷の年祭は安芸西部の御神楽同様、基本構造として湯立行事・神楽行事・藁蛇行事の三つがある。

このような基本構造を持つ年祭は、現在、山口県玖珂郡錦町上沼田、本郷村本谷・本郷・波野、美和町釜が原・二



写真7 藁蛇行事1：「山之神」の舞で藁蛇（山の神）を身に受けて神がかかる（山口県玖珂郡本郷村本谷）。

ツ野・金山などで実施されている。周防の年祭について研究した湯川洋司は、年祭の基本構造のうち藁蛇行事が中心行事であったと指摘している<sup>36</sup>。

安芸の御神楽も周防の年祭もその基本構造が同一であること、周防の年祭の中心行事が藁蛇行事であったということから、安芸の御神楽の中心行事も藁蛇行事であったと考えることができる。西中国山地の御神楽・年祭はいずれも藁蛇行事を中心にした行事であった。

ところで、藁蛇行事は既に指摘したように藁蛇を森に納める蛇に関わる行事であるから、西中国山地の御神楽・年祭は基本的に「蛇祭」であったと考えることができる。安芸西部山間地域の御神楽は、湯立行事・神楽行事・藁蛇行事から成る蛇祭だったのである。藩政期の安芸西部山間地域では、このような蛇祭が行なわれていたと結論できる。



写真8 藁蛇行事2：藁蛇を神社の神木に巻きつける（本郷村本谷）。

## おわりに

安芸西部山間地の蛇祭は、藩政期のある時期から神楽行事の部分で異常な発達を見せ、逆に湯立行事と藁蛇行事が衰退していった。その最も顕著な例が山県郡南部の旧舞であった。この旧舞に石見神楽が覆い被さるようになり、やがて旧舞は石見神楽に徹底的に塗りつぶされるに至る。それが今日私たちが目にするところの芸北神楽である<sup>39</sup>。安芸南部では、湯立行事と神楽行事を残し、安芸十二神祇と

して蛇祭の命脈を辛うじて保っている。周防東部山間地域の蛇祭は年祭と呼ばれ現在も受け継がれている。

西中国山地で行なわれていた同じ蛇祭が、安芸では芸北神楽や安芸十二神祇へと解体・変貌し、周防では年祭として受け継がれたのはどうしてなのか。森・川・動物など、環境との関わりが指摘できるものと思われる。それは今後の課題としておきたい。

### 註

- (1) 芸北東部には、高田郡美土里町13、高宮町6、山県郡千代田町17、大朝町10の計46神楽団、芸北西部には山県郡豊平町11、芸北町15、戸河内町8、加計町7、筒賀村3の計44神楽団がある。芸南部では佐伯郡佐伯町5、湯来町7、廿日市市6、広島市に15近くの神楽団がある。
- (2) 真下三郎、広島県の神楽、78～79頁、第一法規出版、1979年、参照。
- (3) 新藤久人、芸北神楽と秋祭り、34頁、38頁、私家版、1959年。
- (4) 備後北部の神楽については、岩田 勝、神楽源流考、名著出版、1983年、牛尾三千夫、神楽と神がかり、名著出版、1985年、備後中南部の神楽については、田中重雄、備後神楽、ぎょうせい、2000年、を参照。
- (5) 系統の違いから前者を阿須那系神楽、後者を矢上系神楽と呼んだり、舞の調子から前者を八調子、後者を六調子と呼んだりするが、本稿では高田神楽、山県神楽と表記しておく。
- (6) 現美土里町北部（生田、青、桑田）の神楽は邑智郡久喜地方の同じ系統の神楽であるが、舞の調子が緩いので六調子として高田神楽と分ける場合もある。
- (7) 川角山八幡神社文書には、宮内俱仲が生田に赴任した際石見の国に存する八重連神楽を招来したことの記述がある。
- (8) 新藤、前掲書、34頁。
- (9) 真下、前掲書、47頁。
- (10) 真下、前掲書、49頁。
- (11) 現在六調子を継承しているところは少なく、六調子と八調子とが混在している。真下は八調子を明治初期に安芸に伝わった石見神楽（旧舞）、六調子をそれ以前の神楽（旧舞）とし、八調子が安芸を席卷していったと考えている。旧舞も江戸期に石見から流入したとしている。真下の説は広島県の神楽ファンの通説となった。
- (12) 矢上神楽は江戸時代初期から邑智郡内で盛んに舞われていた石見神楽で、その中心地は市山・矢上・久喜など、現在の桜江町・石見町・瑞穂町など邑智郡西部地域である。真下、前掲書、78頁。
- (13) 大朝町史編纂委員会、大朝町史 下巻、515～517頁、大朝町、1982年。
- (14) 井上家には文政九年（1826）から万延元年（1860）までの神楽執行記録『年中行事社徳拝納帳』八冊、年代不詳（藩政末期と推定）の『神楽詞帳』三冊、『神楽上演方法』を图示したもの一冊が残っている。
- (15) 他の所伝では、明治20年頃、筒賀大歳神社第36代社主・梶原敬一と氏子・砂子勝助が矢上へ行って習ってきたといわれる。真下、前掲書、70頁。
- (16) 後燈明俊二、土筆野、私家版、1985～1988年、参照。
- (17) 小坂神楽団児高文男氏の教示による。
- (18) 後燈明、前掲書、第58号、1988年、参照。
- (19) 新舞として芸北地方に定着したものは、葛城山（土蜘蛛）・紅葉狩・辰橋・悪狐殿中編・鈴鹿山・山姥・伊吹山・壇浦・滝夜叉姫・日本武尊・大化改新・悪狐伝・天神記などである。
- (20) 三村泰臣、安芸十二神祇と將軍舞、日本民俗学、312号、130～145頁、（1998）、三村泰臣、阿刀十二神祇、広島民俗、29号、8～15頁、（1988）、三村泰臣、將軍舞考－安芸の十二神祇の世界－、民俗芸能研究、27号、1～21頁、（1998）、など参照。
- (21) 加計町、加計町史 資料編一、206頁、加計町、1999年。
- (22) 広島県教育委員会、広島県文化財調査報告 第6・12集合同冊 広島県の民俗芸能、48～50頁、広島県文化財協会、1978年。
- (23) 後燈明、前掲書、第18号、1985年。
- (24) 後燈明、前掲書、第19号、1985年。
- (25) 筒賀村教育委員会、筒賀村史 資料編 第一巻、768～792頁、筒賀村教育委員会、1999年、に『諸正行大全』の全文が記載してある。
- (26) 筒賀村教育委員会、前掲書、580～669頁、に『梶原文書』のすべてが収載してある。
- (27) 梶原神楽団では、鞆・手草・將軍・湯立・荒神・八ツ花・猿田彦・荒平・四太刀・三刀・二刀・カ草・七五三口・五竜王・五刀・芝鬼神・胡・二人？・三鬼神・大歳・山の神・八幡・社水の23曲が旧舞といわれている。
- (28) 明治の末年以前には、太夫寄り・大歳舞・山の神・杵築・王子・荒平・將軍といった曲目が行われていた。山陰民俗学会、山陰民俗叢書9 神楽と風流、123～127頁、島根日日新聞社、1996年、参照。
- (29) 佐伯町誌編纂委員会、佐伯町誌 資料編一、790～793頁、佐伯町、1981年。
- (30) 『広原神社文書』は大竹市栗谷町広原・藤井 茂氏宅で平成8年に発見された文書で、寛文期から天保期に至る広原村の神社の様子を記録している。
- (31) 「広原村十二之後神楽執行之年回、丑年未年、七年回山神御繩替」とある。大竹市歴史研究会、栗谷小史、130頁、大竹市歴史研究会、1997年、参照。
- (32) 佐伯町誌編纂委員会、前掲書、338頁。
- (33) 廿日市町、廿日市町史 資料編二、588頁、廿日市町、1975年。
- (34) 広島市立中央図書館、都志見往来日記・同諸勝図、20頁、1986年。
- (35) 美和村教育委員会、美和村史、877頁、美和村、1955年。
- (36) 佐伯町誌編纂委員会、前掲書、674～695頁。
- (37) 佐伯町誌編纂委員会、前掲書、689～695頁。
- (38) このことについては、湯川洋司、山の民俗誌、153～169頁、吉川弘文館、1997年、湯川洋司、木に蛇を巻く祭り、山口県史研究、第3号、115～129頁、（1995）、等を参照。
- (39) 芸北地域で「昼神楽」（戸河内）、「湯立神楽」（加計）、「荒平舞」（筒賀村坂原）などが旧舞の化石として辛うじて芸北地域に残るだけで、現在この地域に旧舞は存在しない。